

平成 2 4 年 5 月 2 5 日

平成 2 4 年 第 5 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成24年第5回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成24年5月25日（金曜日）午後2時03分～午後2時38分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木 敏彦（委員長）

2番 小 泉 美佐子

3番 土 田 豊

4番 武 石 修一郎

5番 真 如 昌 美（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴 彦

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長
石 井 卓 之

学校教育課長 田 代 雄 己

建築課長兼
教育施設担当
副参事
堂 垣 隆 志

給食課長 梶 川 義 夫

統括指導主事 岡 田 博 史

社会教育課長 村 上 敏 彰

社会教育部
副参事
（国体準備
担当）
高 橋 宏 之

中央公民館長
兼 狭 山
公 民 館 長
乙 幡 正 喜

中央図書館長 野 口 弘

6. 書 記

庶務係長 小 川 圭 主 事 谷 本 惇

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 28 号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第 4 その他報告事項 (1) 児童手当等にかかる学校給食費の支払いについて
(2) 東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択
資料作成会議及び調査部会委員の委嘱について
(3) 平成 24 年度教育課程について(補足説明)
(4) 中央図書館の特別資料整理に伴う休館について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成24年第5回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は武石委員をお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 教育長諸務報告につきまして、まず4月の後半からご報告をいたします。

4月23日、土地開発公社理事会に出席をいたしました。

25日、北多摩西地区保護司会定期総会に出席しました。

26日、定例校長会に出席しました。校長会では、第1回校長会の折に示した学校経営上の課題、すなわち生きる力の育成、組織力の向上、地域との連携の3つについて、幾つかの具体的な提案をさせていただきました。生きる力の育成につきましては、知・徳・体、調和のとれた児童・生徒の育成と基礎的な学力を身につけさせること、それについて外部教育力の活用と職員の意識啓発が必要であろうということです。組織力の向上につきましては、各職層の役割と責任の自覚を持って、また課題を共有することが大事であるということです。地域との連携につきましては、地域の教育力の活用、地域への学校経営方針等、積極的なPRを展開すること。その3つであります。

27日、福島県喜多方市との調印式に出席し、閉式の言葉を述べさせていただきました。

29日、第1回東大和市グルメコンテストうまかんべえ〜祭を視察いたしました。消防庁の発表によりますと、初日が9,000人、2日目が1万1,000人、2日間で延べ2万人の来場があったということでございました。

引き続き、5月の報告をさせていただきます。

5月8日、スポーツ祭東京2013東大和市実行委員会総会に出席いたしました。

9日、特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議に出席いたしました。本年度は通常学級用の教科書採択はございませんが、特別支援学級につきましては毎年採択替えを行いますことから、資料作成委員に対して辞令交付を行いました。

同日、府中市にある東京都自治会館で行われた都市教育長会に出席いたしました。ここでは、本年度の予算委員長として、東京都と市長会に対する要望及び資料を、本市の学校教育課が細部にわたってまとめたものを説明させていただきました。

10日、甲府市で開かれました関東地区都市教育長協議会総会の第1日目に参加いたしました。新会長に国立市の教育長、次回総会会場は東京都荒川区に決定しました。

11日、東大和市奨学資金貸付選考委員会に参加いたしました。

同日、教育委員懇談会に参加いたしました。

14日、石井学校教育部参事とともに、他市の学校訪問を行いました。本年度、本市から異動された前学校教育部参事、今城校長の小金井市立第一小学校、本年度、本市、第七小学校副校長から校長に昇任された熊井校長の小平市立第十五小学校を訪問し、実情と経営についてを伺いました。

15日、社会教育員会議に参加し、辞令交付を行い、あわせて教育委員会補助金の諮問を行いました。

同日、第1回地域防災計画策定本部会に参加。

第一小学校で行われたスタントマンの活用による体験型交通安全教室も視察いたしました。

同じく、薬物乱用防止推進東大和地区協議会総会に参加いたしました。

同じく、七市教育長会に参加いたしました。七市とは、本市のほか、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市の7市でございます。

17日、本市の小学校の校舎増築の必要性が明らかになりつつある中で、軽量鉄骨による増築校舎の視察を行いました。視察先は、立川市立立川第五中学校と武蔵村山市立第九小学校の2箇所でございます。

18日、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会に、教育委員さん方とともに参加いたしました。研修会の講師は、文部科学省初等中等教育局財務

課教育財政室長、丸山洋司氏と歴史家・作家の加来耕三氏でございました。丸山氏から、学校教材及び学校図書の整備等についての説明がありました。加来氏からは、加来耕三の歴史よもやま話という話を伺いました。

19日、第五小学校春季大運動会を視察しました。

同日、19時から東大和市体育協会評議員会に出席いたしました。

以上で報告を終わります。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第28号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第3、第28号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第28号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

東大和市学校給食センター運営委員会につきましては、東大和市学校給食センター運営委員会規則第4条第1項に委員の構成が定められております。

本件は、そのうち第3号委員、第4号委員、第8号委員について委嘱を行うものであります。

第3号委員は、市立小学校PTA会長であります。新たに会長となられた第一小学校、第二小学校、第三小学校、第五小学校のPTA会長の4名であります。

第4号委員は、市立中学校PTA会長であり、新たに会長となられた第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校のPTA会長の4名が対象であります。

第8号委員は、その他教育委員会において適当と認める者であります。新たに交代された第九小学校の保護者連絡会会長及び第十小学校の保護者と教師の連絡会会長の2名で、合わせて10名の方々であります。

この10名の方々の任期であります。東大和市学校給食センター運営委員会規則第4条第3項の規定によりまして、平成24年6月1日から会長の職にある間あります。

新しく委員になられる10名の方々の住所、氏名等は、議案書のとおりでございます。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第28号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第28号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第4、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 児童手当等にかかる学校給食費の支払いについて、本件の報告をお願いいたします。

○梶川給食課長 それでは、本日お配りしておりますその他報告資料(2)をご覧くださいと思います。

児童手当等にかかる学校給食費の支払いについてでございますが、こちらは昨年度、子ども手当に関しまして、受給資格者の申し出がございましたら、学校給食費の未納分に充てられるという仕組みを特別措置法で設けられました。その件につきましては、昨年度の9月の教育委員会定例会に報告したわけでございますが、同じ内容で平成24年度4月1日からは、児童手当法の中に同じ仕組みを取り

込みまして、4月1日から恒久法として扱いの中に仕組まれてございます。

資料の中で、制度の概要というところでございますが、今回、児童手当法の中で、恒久法として、その中の法第22条第3項に、こちらの仕組みが法律として明記されております。

2番目、対象となる児童手当でございますが、平成24年の10月支給、こちらにつきましては6・7・8・9月分からでございますが、10月分の支給から、それに向けまして申出書等の周知を図って、提出をお願いしようと考えております。

3番、充当する学校給食費の範囲でございますが、前回と同様でございます、過年度分を含む未納分でございます。ただし、口座引き落としが従来どおり可能な世帯については、毎月、口座引き落としでお支払いいただくというような考えでございます。

4番、ここは前回と違うところでございますが、今回は恒久法としての位置づけでございますので、提出された申出書につきましては、撤回等の新たな変更の申し出を行わない限りは、東大和市から児童手当等の支給を受けている間、児童手当等を支払いに充てるものとするというような考えでございます。

流れとしましては、前回と同じでございます。まず、この後、学校を通じまして、全世帯へ通知文及び申出書を配布させていただきます。その次に、希望する世帯は、その申出書を学校または給食課のほうに提出いただきます。その次に、3番でございますが、給食課から児童手当の担当課、子育て支援課のほうへ、申出書のうち未納のある対象者の情報を連絡いたします。その後、子育て支援課のほうで審査をいたしまして、給食課のほうに充当額の確定についての連絡をいただきます。最後に、子育て支援課から各学校長口座のほうへ未納分の充当額を振り込みいただきます。

関連処理といたしましては、子育て支援課、児童手当担当課のほうで、この後、事務取扱の細則と学校給食費等、保育料とかそういうのも含みますが、こういったものの徴収等の事務取扱要綱といったものを制定するということです。

2番目の学校給食の事務取扱要綱については、5月、先日ですね、こちらのほうは決裁が終わっているということでございます。

最後に、その他といたしまして、今回の事務につきましては、平成23年度の子ども手当からの学校給食費の支払いについて、平成23年度2月支給分から行っていたものと同様のものがございます。24年度から新たに児童手当法として改正さ

れたものであるということで、23年度は特別措置法で年度限りのものでございましたが、今回はこれを契機に、恒久法として、変わらない限りは一度お申し出をいただいたものについて、学校給食費の未納に充てさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

質疑を終了いたします。

報告事項（2）東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議及び調査部会委員の委嘱について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 本年度も東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択の年となっております。

5月9日、水曜日に、第1回の資料作成会議を開きまして、東大和市立小・中学校校長2名と、市民を代表しまして保護者2名に、教育長から委員の委嘱を行っていただきました。

また、5月14日、月曜日に、第1回調査部会を開きまして、東大和市立小・中学校校長、教諭6名、市民を代表して保護者3名の計9名に、教育長から部会員の委嘱を行っていただきましたので、ご報告いたします。

今後につきましては、各調査部会、小学校部会、中学校部会となりますが、部会ごとに第2回以降の部会を開きまして、調査研究の上、それらをもとに資料作成会議を開催するというような予定になってございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項（3）平成24年度教育課程について（補足説明）、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 前回の定例教育委員会でご報告をいたしました各学校の教育

課程の分析のことについて、質問があったところで、お答えができなかったところですが、少し説明をさせていただきたいと思います。

行事時数のところなのですが、第一中学校が行事時数70時間という大きな、すごくたくさん行事時数がとられているというところであったのですけれども、私のほうでよく調べてみました。そのなかで、第一中学校の70時間というのが、41時間という時間とちょっと間違えて記載されておりまして、そこで時数が少し減っているというのが実際のところではあります。

しかしながら、第四中学校のほうが一番少なく、学校行事が28時間、そして今申しあげました第一中学校が41時間ですので、それでも開きが、13時間ほどあります。第四中学校が他校と比べて学校行事の時間数が少ないということにつきましては、時数にはカウントしていない学校裁量の時間というのがございまして、そちらの時間で特別活動の補充を行っているというような実態がございました。そのようなことで、数字上は学校行事の時数にちょっと開きがあるというようなところがわかりましたので、特にやっている内容、活動に大きな違いがあるというようなことはないというふうに認識しておりますが、カウントの仕方で、数字上で開きが出てしまっているというようなところで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 今ご説明いただきましたけれども、そのカウントの仕方が違うので、各学校で数字が異なってくるという説明ですが、それでは東大和市でカウント方法、統一はできないんですか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育参事兼指導室長 例えば第三中学校は、毎朝15分間なのですが、三中タイムというところで、基礎学力の定着を図るための時間をとっております。これは授業時数のカウントに入っております。ですから、15分掛ける5日分になっているんですが、例えば10分間でやっている学校は、カウントをしていないという実態があります。どこをどうカウントするかは、やはりその学校の実態を踏まえながらやっていく必要があります、特に朝の三中タイムは、三生にとっては短

い、ショート的时间を繰り返すことが学力の定着に有効であるということが言われていますが、それがそのままほかの中学校で有効かという、そうではないということもありますので、そのカウントの仕方は統一というよりも、やはり各学校の校長の教育課程の編成の中でと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 十分わかりますが、実際に数字となってあらわれたときに、ちょっと判断に迷うところございますよね。そのあたりはいかがですか。

○鈴木委員長 統括指導主事。

○岡田統括指導主事 実際には、確かに数字となってあらわれると、それで客観的に多い少ないというようなところでご覧になって、ちょっと違うのではないかというふうに思われるというふうに思います。しかしながら、なかなかこの学校行事、学校行事というカウントに、この教育活動は学校行事に入れます、この行事はうちの学校では入れませんというところまで、なかなかこちらのほうで判断するというのは難しく、学校長が教育課程の届けをするときに、この部分は学校行事であります、しかしながらこれはうちではしませんというようなところで、教育課程が組まれているところがあります。ですので、必ずその1時間、1時間が重なって、同じものをどの学校でもやるというわけではないというところをご理解いただきたいと思いますが、そこが確かに13時間というところになりますと、13時間の違いがあるというのは、確かに各学校の教育課程の編成上、その違いだというふうにご理解いただくほかないんですけれども、時間的にはちょっと多いかなという気はいたします。実際の内容的には、私たちが学校に行って教育活動を見ても大きな差異はないんですけれども、今ここでその違いはもう少し詳しくということになりますと、またご報告するような形になります。申し訳ございません。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 以前にも、定例会におきまして、その授業時数の数字の差異について質問が出ておりまして、そして先ほどと同じような説明をいただいて、各学校によってカウントの仕方が違うんだというご説明をいただくんですけれども、その都度その都度、この数字の差は何でしょうというご説明を、毎回質問を投げかけ

てはいただくという状況が、ひょっとすると何度か続いているかと私は拝見しているんですが、このあたりもし何かご検討の余地がございましたら、ご検討いただけたらなということでございます。

以上です。

○鈴木委員長 教育長。

○真如教育長 ねらいの違いというのは、一つあると思うんですよ、どんな教育活動にもねらいがありますから。そのねらいをどこに置くかということによって、校長の判断でこちらのほうにいたり、あちらのほうにいたりというそういうことがあるわけですね、違いが出てくるわけです。同じ活動のように見えても、何をその活動でねらっているかということによって、これは教科としてやったほうがいい、あるいはこれは特活、これはその他の活動でやりましょうとか、そういうふうな感じで割り振っていきますから、一律に同じような物差しではかるといわけにはいかないということもあります。教科の時間は、とにかく決められた時数を確保しなきゃいけないんですけれども、それ以外のものも幾らかの時間がありますから。

○鈴木委員長 手が挙がっていますけれども、この話が出たのは、同じ市内の中学校で、同じ行事数で随分時数に差があるんじゃないかと。教科のほうは、大体決まっていますよね。行事数に随分差があるので、その差はなぜ発生するかというところが、質問の主な趣旨だと思ったんですよ。それで、回答によると、学校によってカウントの仕方が違うということだけれども、そのカウントの仕方の裁量は校長先生が持っていて、カウントしてもいいし、しないでもいいという教育活動があるやに聞こえるんですよ。そうしたら、子供を在校させておいて、教育活動をしているのに、一方の学校はこういう行事をやっているといってカウントしていると、一方の学校は同じような教育活動を展開しているのに、カウントしないんだということの趣旨は、なかなか説明を聞いていてもわかりづらいんですね。だから、その辺のところが解明されると、今日の教育課程の補足説明にかなってくると思うんですが、いかがでしょうか。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 私の説明の仕方が、大変悪かったかなというふうに思っています。確かに同じ活動を行っていて、カウントする、こちらはしないということは全くないと思います。必ず今、教育長がお話しされたようにねらいがありま

すので、この活動については総合的な学習の時間で行う、またはこのねらいについては学校行事で行う、ただカウントしないと申し上げたのは、学校行事として入れないで、学校裁量の時間という中で、教育活動の課程外で行ったというようなこともあるかもしれません。しかしながら、必ずねらいがあれば、特別活動であったり、総合的な学習の時間であったり、各教科であったりというところでカウントはしていくことは確かです。

その13時間というのが、確かに何が違うから13という数字が出ましたということまでのお話は差し上げていないんですけれども、例えば社会科見学でバスの移動の時間があったとするならば、その時間は学校行事でカウントしますというふうに、何も学習しなければ学校行事でカウントします。でも、バスではなくて歩いて、何かその途中で見学をして学習をするんだということになれば、同じ目的地に行くにしても、そのカウントの仕方というのが変わってくるというふうに、ちょっとまた混乱を来すような説明の仕方かもしれないんですが、いずれにしても確かにねらいによって、どこに時数が当てはまるかというのは、各学校によって違ってきます。

また、いろいろな行事も、学校によって行く場所というのも違いますし、また学校行事として行う教育活動についても、それぞれ学校によって違いますので、開きとしましては時数が何時間か開いてしまうということは、仕方がないことなのかなというふうに思っております。実際に合唱コンクールでも、午前中だけで終わってしまう学校もありますし、午後にかけてというようなところもございますし、それだけでも1時間、2時間変わってくるというようなところもございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。小泉委員。

○小泉委員 いろいろとありがとうございます。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 逆にこの新学習指導要領が始まる際に、安易に授業に入れないようにという指導は、教育委員会、必ずしております。要するに、行事なのに授業に入れてしまう、これが一番大きな問題になります。それを正確に切り分けていくと。やっぱり行事だから、これはしっかり行事としてやりなさいと、これは確かに学習のねらいを持っているから、社会の時間に入れていいで

すよ、ここの精査はきちんと行っておりますので、確かに行事の多い少ないはございますが、学習に関しての切り分けについては、しっかり指導しているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 室長の今のお話にちょっと質問ですけれども、今の領域の切り分けをきちんとしている学校と、きちんとしてない学校があるために、時数に差が出たんですか。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 そうではございません。ねらいがありまして、やはりこの1時間は、学校としては学校行事というねらいでしっかりやりたいということであれば学校行事に入れます。いや、これは学習のねらいを持ってやっているんだから、これは学習に入りたいということであれば学習になります。ここが校長の裁量の範囲だと考えています。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 それでは、時間の差異は、行事に充てられる時間と学習に充てられる時間というそれぞれ違いがあるということですが、トータルで見た場合には、すべての学校はほぼ同じなんですか。

○鈴木委員長 統括指導主事。

○岡田統括指導主事 トータル、年間で授業ができる時間というのは、各学校によって、これも1時間も変わらずにぴったり同じになるということとはございません。ですので、トータルとすれば、ほぼ同じ時間の中で、学校が各教科、各領域がきちんと標準時間を超える時間数で学校が計画を立てております。そして、最大でこれだけ時間がとれますという部分と、その教科や領域で学習する時間、計画をした時間とを引きますと、残った時間数というのが出てきます。その中で、学校行事であったりとか、さまざま活動を学校は考えていくわけです。しかしながら、インフルエンザであったりとか、そのようなことで出席停止になって授業ができないという場合もございますので、何時間かは時間数として残しておかなければいけない。それを各学校が設定をして、教育活動を進めていくということになりますので、それぞれの計画によって学校行事の時間が、少しずつ出てくるというような解釈をしております。

以上です。

○土田委員 わかりました。多分、総時間がそれほど変わらないということでしょうかね、費やされている時間。それはわかりました。

○鈴木委員長 この辺でいいかと思うんですけども、委員の先生方が心配しておっしゃるのは、読み替えによって授業時数を水増ししていないかとか、全体の授業時数が本当に足りているのかと。随分差があるのは、ほぼ似た条件の中で市内の中学校に差があるのはどういうことかというところが疑問だと思いますので、また多少疑問のある人は個人的に伺って教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

質疑を終了いたします。

報告事項（４）中央図書館の特別資料整理に伴う休館について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○野口中央図書館長 中央図書館の特別資料整理に伴う休館について、ご報告いたします。

この休館は、図書館運営規則に基づくものであります。図書館では、曝書と言っていますが、データと現物資料の確認をするもので、いわゆる棚卸しということでございます。また、書架や資料の清掃をこのときに行うものであります。

期間は、６月12日、火曜日から22日の金曜日の９日間ということで実施いたします。

周知方法につきましては、市報や図書館のホームページ、掲示物等でお知らせしていくところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第5回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時38分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 武石 修一郎